

第3回特別職報酬等審議会について

1 第2回での主な意見、方向性

- ・今の物価の状況等を踏まえると給与を上げるについて異論はない。
- ・どれだけ上げるべきか、ということについては、基準がないので決めることが難しい。
- ・一般職の改定率の1.39%という数字は、みんなが平等で全体の影響額も他の案と比べて中位なのでいいのではないか。
- ・町内会や民生委員のように手弁当でしていただいている方々の負担を考えると、報酬とは別のところで(人件費削減等の)見える化をしていただきたい。
- ・引き上げるのであれば、一部(議員)のみでなく、全体を引き上げるべき。
- ・引き上げるのであれば、一方で、何かを見直す、ということも必要ではないか。(費用弁償・政務調査費)
- ・今の議員報酬が、議員になろうという人たちの魅力的な金額になっているかというものも1つの検討課題だと思う。
- ・若い議員にも出てきてもらうために、ある程度の報酬が必要。

2 第3回での方向性

- ・第2回までの議論を踏まえて、具体的な改定案(答申案)を確定させる。

3 改定案(別紙参照)

- ①一般職のこれまでの給与改定率の累積を踏まえて、1.39%(千円単位で繰り上げ)を引き上げ額の基礎とする。
- ②市長及び副市長については、現状においても、同規模自治体である中核市の中で一定の水準にあり、①の引き上げを行うと、中核市の中でのバランスを欠くこと、退職手当などの給与以外の措置が一定なされていることを踏まえ、据え置きとする。
- ③議員については、最終改定(平成16年4月)以降、議員年金廃止、議員定数削減などが行われていること、議員のみ引き上げたとしても、中核市での位置づけは、市長、副市長と比較して均衡を欠く状況にはならないことを踏まえ、①のとおり改定を行う。

4 その他

- ・ 今回の改定については、今年度の人事院勧告の大幅な引き上げが反映されていないこと、他の中核市の本年度の改定状況が明らかになっていないことから、当該状況を踏まえたうえで、報酬額等の検討が必要である。
- ・ 市長副市長の退職手当については、平成 15 年 4 月の改定（引き下げ）以降、見直しが行われておらず、中核市移行後の比較検討が行われていないことから、検討が必要である。

⇒来年度にご審議をいただきたいと考えています。

【別紙】報酬額改定案

①現状

	月額		年収	
	額	順位	額	順位
市長	1,058,000	39	17,012,640	55
副市長	873,000	43	14,037,840	55
議長	662,000	47	10,644,960	55
副議長	602,000	52	9,680,160	57
常任委員長	573,000		9,213,840	
議員	563,000	53	9,053,040	55



②改定基礎(1.39%引き上げ)

月額			年収		
額	差額	順位	額	差額	順位
<u>1,073,000</u>	<u>15,000</u>	<u>34</u>	<u>17,253,840</u>	<u>241,200</u>	<u>53</u>
<u>886,000</u>	<u>13,000</u>	<u>35</u>	<u>14,246,880</u>	<u>209,040</u>	<u>52</u>
<u>672,000</u>	<u>10,000</u>	47	<u>10,805,760</u>	<u>160,800</u>	55
<u>611,000</u>	<u>9,000</u>	<u>47</u>	<u>9,824,880</u>	<u>144,720</u>	<u>53</u>
<u>581,000</u>	<u>8,000</u>		<u>9,342,480</u>	<u>128,640</u>	
<u>571,000</u>	<u>8,000</u>	<u>52</u>	<u>9,181,680</u>	<u>128,640</u>	55

人件費影響額	4,952,640
--------	-----------



③市長副市長据え置き

	月額			年収		
	額	差額	順位	額	差額	順位
市長	1,058,000	0	39	17,012,640	0	55
副市長	873,000	0	43	14,037,840	0	55
議長	<u>672,000</u>	<u>10,000</u>	47	<u>10,805,760</u>	<u>160,800</u>	55
副議長	<u>611,000</u>	<u>9,000</u>	<u>47</u>	<u>9,824,880</u>	<u>144,720</u>	<u>53</u>
常任委員長	<u>581,000</u>	<u>8,000</u>		<u>9,342,480</u>	<u>128,640</u>	
議員	<u>571,000</u>	<u>8,000</u>	<u>52</u>	<u>9,181,680</u>	<u>128,640</u>	55

人件費影響額	4,293,360
--------	-----------